

資料提供	
平成30年2月15日	
担当課 (担当者)	高等学校課 (石崎)
電話	0857-26-7517

「『県立高等学校重点校』制度」の創設について

県教育委員会では、平成28年3月に策定した「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針〔平成31年度～平成37年度〕」に基づき、本県県立高等学校の特色や魅力づくりを進めており、その一環として「『県立高等学校重点校』制度」を創設しました。

記

1 「『県立高等学校重点校』制度」の概要

各高等学校が重点的に取り組むべき項目を県教育委員会が指定（重点校指定。各校1～3項目）し、予算を手厚く配分する（学校裁量予算独自事業でも優先的に配分）等の支援を行い、各高等学校の特色化・魅力化をより一層推進するとともに、以下に掲げる本県教育施策等の実現を図るもの。

- I 鳥取県の「教育に関する大綱」に掲げる取組方針・施策、指標達成の実現
- II 「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針〔平成31年度～平成37年度〕」の具現化
- III 「高大接続改革」への着実な対応

※平成29年9月13日に実施要項を定め、平成30年度から実施。

※実施要項、各重点項目の定義及び平成30年度～平成31年度における各高等学校の重点項目は、資料1のとおり。

2 事業計画書等の公表

当該制度に係る事業計画書等を公表し、各高等学校の特色や県教育委員会の取組等について、広く県民に周知を図る。

(1) 公表内容

ア 各県立高等学校の重点項目及び特色化に向けた取組（資料2）

イ 「『県立高等学校重点校』制度」に係る平成30年度事業計画書（資料3）

※平成30年度における各高等学校重点項目に関する重点目標や数値目標、事業計画等を記載したもの。

(2) 公表方法

- ・2月定例教育委員会での報告（2月19日）
- ・高等学校課ホームページへの掲載
- ・各高等学校ホームページへの掲載